附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（地方自治法施行令の一部改正）

2　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一国勢調査令（昭和五十五年政令第九十八号）の項第一号中「第十二条第三項及び第四項」を「第十一条の二第一項及び第二項、第十一条の三第二項及び第三項、第十二条第四項及び第五項、第十二条の二」に改め、同項第二号中「、第九条第一項第二号、第十条第三項」を削り、「第十一条」の下に「、第十一条の二第一項、第十一条の三第二項」を加え、「第三項まで」を「第四項まで、第十二条の二第一項」に改める。

地域再生法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年八月七日

総務大臣　山本　早苗
内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百八十八号

地域再生法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、地域再生法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十九号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

地域再生法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十七年八月十日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　宮沢　洋一
国土交通大臣　太田　昭宏

地域再生法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年八月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百八十九号

地域再生法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地域再生法（平成二十七年法律第四十九号）の施行に伴い、並びに地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項第四号及び第五号、第十七条の二第一項第一号並びに第十七条の八第一項第二号並びに第二項第一号及び第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

地域再生法施行令（平成十七年政令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第九条を第十五条とし、第八条を第十四条とし、第七条を第九条とし、同条の次に次の四条を加える。

（集中地域のうち特定業務施設の集積の程度が著しく高い地域）

第十条　法第十七条の二第一項第一号の政令で定める地域は、東京都の特別区の存する区域とする。

（建築等の届出を要する行為）

第十一条　法第十七条の八第一項第二号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一　工作物（建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物をいう。次条において同じ。）を除く。同条第二号において同じ。）の建設

二　屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。次条第二号ハにおいて同じ。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二条第四項に規定する再生資源をいう。次条第二号ハにおいて同じ。）その他の物件の堆積

三　前二号に掲げる行為のほか、地域再生拠点（法第五条第四項第五号に規定する地域再生拠点をいう。）の形成を図る上で支障を及ぼすおそれがある行為として国土交通省令で定めるもの（建築等の届出を要しない軽易な行為その他の行為）

第十二条　法第十七条の八第二項第一号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一　法第十七条の八第一項第一号に掲げる行為であって、次に掲げるもの

イ　当該地域再生土地利用計画（法第十七条の七第一項に規定する地域再生土地利用計画をいう。次条第二号において同じ。）に記載された法第十七条の七第三項第二号の誘導施設を有する建築物で仮設のものの建築の用に供する目的で行う開発行為

ロ　イの誘導施設を有する建築物で仮設のものの新築

ハ　建築物を改築し、又はその用途を変更してイの誘導施設を有する建築物で仮設のものとする行為

二　法第十七条の八第一項第二号に掲げる行為であって、次に掲げるもの

イ　次に掲げる土地の区画形質の変更

(1)　建築物で仮設のものの建築又は工作物で仮設のものの建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更

(2)　既存の建築物又は工作物の管理のために必要な土地の区画形質の変更

(3)　農林漁業を営むために行う土地の区画形質の変更

ロ　次に掲げる建築物の建築又は工作物の建設

(1)　建築物で仮設のものの建築又は工作物で仮設のものの建設

(2)　屋外広告物で表示面積が一平方メートル以下であり、かつ、高さが三メートル以下であるものの表示又は掲出のために必要な工作物の建設

(3)　水道管、下水道管その他これらに類する工作物で地下に設けるものの建設

(4)　建築物の存する敷地内の当該建築物に附属する物干場、建築設備、受信用の空中線系（その支持物を含む。）、旗ざおその他これらに類する工作物の建設

(5)　農林漁業を営むために必要な物置、作業小屋その他これらに類する建築物又は工作物の建築又は建設

ハ　屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積であって、建築物の存する敷地内で行うもの（国土交通省令で定める高さ以下のものに限る。）

ニ　イからハまでに掲げるもののほか、法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

（建築等の届出を要しない都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為）

第十三条　法第十七条の八第二項第三号の政令で定める行為は、次に掲げる行為（都市計画法第四条第十五項に規定する都市計画事業の施行として行うものを除く。）とする。

一　都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設（同条第五項に規定する都市施設をいう。）に関する都市計画に適合して行う行為

二　地域再生土地利用計画に記載された公共の用に供する施設を管理することとなる者が当該地域再生土地利用計画に適合して行う行為（前号に掲げるものを除く。）